

計画作成年度	平成 30 年度
計 画 主 体	島 田 市

## 島田市鳥獣被害防止計画

### 〈 連 絡 先 〉

担当部署名	島田市 産業観光部 農林課
所 在 地	島田市中心街 1 番 1 号
電 話 番 号	0547-36-7165
FAX. 番 号	0547-37-8200
メ-ルアド-レス	nourin@city.shimada.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	静岡県島田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

①農業被害

鳥獣の種類	被害の状況		
	被害品目	被害面積又は数量	被害金額
イノシシ	野菜	144a	7,022千円
	稲	94a	1,273千円
	茶	54a	1,874千円
	果樹	67a	3,706千円
	小計	359a	小計 13,875千円
サル	シイタケ	6a	400千円
ニホンジカ カモシカ ※被害や防除対策が類似しており、一つのグループとして取り扱う。	野菜	20a	967千円
	茶	2a	58千円
	果樹	5a	303千円
	シイタケ	4a	200千円
	小計	31a	小計 1,528千円
合計		396a	15,803千円

（「平成29年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票」より）

②林業被害

鳥獣の種類	被害の状況	
	被害品目	被害面積又は数量
カモシカ	スギ・ヒノキ	83a

（「平成29年度森林被害報告年報」より）

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシ</p> <p>被害は各種農林産物の生育に合わせて、年間を通し多岐に亘って発生している。農作物の食害の他に、茶園の踏み荒らしや幼木の掘り起こし、法面の崩落等の被害が目立ち、被害件数、被害金額ともに突出して高い状態が続いている。耕作放棄地や放置竹林などイノシシが生息しやすい環境が増えているなど、イノシシ被害の増加・拡大が今後も懸念される。被害区域は中山間地が中心だが、近年は市街地周辺での出没も多く被害が発生しており、イノシシによる負傷事故等も懸念される。</p>
--

<p>・サル</p> <p>川根地区を中心に年間を通して被害が発生している。行動範囲は市内全域へと拡大している。被害の内容は、野菜類やシイタケの食害が多く、収穫が困難になっている。また、市街地周辺民家や通学路、車道にも一時的に出没し、家庭菜園等の被害が確認されているほか、サルによる負傷事故も発生しており、今後も懸念される。</p>
<p>・ニホンジカ</p> <p>従来は川根地区を中心に生息し、林業被害（苗木の食害、樹皮剥ぎ被害等）が発生していた。しかし、近年では市内全域の中山間地に出没し、農作物への被害も多く発生している。イノシシ同様ニホンジカが生息しやすい環境が増えているなど、生息域の拡大・個体数の増加が懸念される。</p>
<p>・カモシカ</p> <p>ニホンジカ同様、川根地区を中心に生息していたが、近年は市内全域で目撃が報告され、生息域が拡大し被害も広範囲になっている。林業被害は依然として、幼齢造林木の食害を中心に発生している。また、シイタケ等を中心に農作物への被害も多く発生しており、今後も被害の増加・拡大が懸念される。</p>
<p>・ハクビシン、タヌキ、アナグマ</p> <p>新たな有害鳥獣として、市内全域においてハクビシンを中心とした中型鳥獣の出没が頻繁に確認され、生息域の拡大・個体数の増加が推測される。農作物被害に限らず、人家等への生活被害も拡大している。</p>

### (3) 被害軽減目標

#### ①農業被害

指 標	現状値（平成29年度）		目標値（平成33年度）	
	面積又は数量	金額	面積又は数量	金額
イノシシ	359a	13,875千円	262a	10,115千円
サル	6a	400千円	4a	292千円
ニホンジカ カモシカ	31a	1,528千円	23a	1,114千円
合計	396a	15,803千円	289a	11,521千円

#### ②林業被害

指 標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
	面積又は数量	面積又は数量
カモシカ	83a	75a

※林業被害金額は算出困難なため計上せず。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況に応じて、猟友会への委託による被害防止目的の捕獲を実施</li> <li>・被害防止目的の捕獲に対する活動経費支援制度による捕獲者への支援<sup>※1</sup>、箱わな及び囲いわな購入への助成<sup>※2</sup></li> <li>・国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動事業の活用</li> <li>・貸出用捕獲檻の整備及び活用 箱わな16基・囲いわな7基 サル用箱わな2基・くくりわな2基（H31.1現在）</li> <li>・捕獲担い手を継続的に確保するために、新規狩猟免許取得者への助成<sup>※3</sup>（平成29年度～）</li> <li>・カモシカについては、静岡県第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）に基づき、毎年度島田市カモシカ管理計画を作成し、県カモシカ管理検討会での審議を経て個体数調整を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会員等の捕獲担い手の高齢化や減少、また新規狩猟免許取得者の確保</li> <li>・捕獲檻（箱わな・囲いわな）、捕獲支援器材の充足の必要</li> <li>・ニホンジカ等林業被害鳥獣への捕獲圧の強化</li> <li>・周辺市町と連携した捕獲体制の確立</li> <li>・捕獲鳥獣肉の利活用の可能性について、広域市町における研究</li> </ul>
防護柵設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市による電気柵等防護柵設置、捕獲檻購入への助成<sup>※2</sup></li> <li>・農業者へのリーフレットの配布などにより、効果的な電気柵の設置方法、正しい使用方法について啓発、広報</li> <li>・カモシカについては、防除対策を実施すると共に、生息密度調査などを実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域での団体による防護柵設置等の対策を推進しているが、補助金申請の多くは、個人での実施にとどまり、広域的な対策に至っていない。</li> <li>・耕作放棄地や藪等の刈り払い、防護柵設置など鳥獣が農作物や人家に近寄り難くする対策の必要性を啓発していながらも耕作放棄地や放置竹林は増加傾向にある。</li> <li>・適切かつ効果的な対策に関する知識の不足</li> </ul>

※1：島田市有害鳥獣等捕獲等報償金交付要綱

※2：島田市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付要綱

### ※3：島田市狩猟免許取得補助金交付要綱

#### (5) 今後の取組方針

平成31年度に「鳥獣被害対策実施隊」を設置し、深刻化する鳥獣被害対策の推進を図る。これまでも、個々の防護柵設置などの自衛手段とともに、猟友会に捕獲を委託し、防除と捕獲の両面から被害軽減に努めてきた。今後、実施隊の役割として、被害地域への被害防除対策の指導助言等を主な役割とし、防護柵等設置による『被害防除』、集落環境診断・整備による『生息環境管理』、引き続き猟友会を中心とした捕獲による『個体数調整』の3つの被害防止対策を推進していく。また、地域ぐるみでこの問題に対処し、自らの地を自ら守れる地域づくりの支援を行うため、被害対策の地域勉強会を開催するなど、意識啓発および自衛力の向上を図る。これらの取組により農業被害の軽減目標として、1カ年ごとに10%減を目指す。

カモシカについては、保護と被害防止の両立のため、引き続き被害状況及び生息状況を調査し、防除対策のみでは被害防止が図れない場合、「静岡県第二種特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）」に基づき、個体数調整を実施する。これらの取組によりカモシカを中心とした林業被害の軽減目標として10%減を目指す。

##### ○被害状況を把握する

- ・ 農業者への鳥獣被害アンケート調査の実施と被害防止対策への活用

##### ○鳥獣の習性について理解を深める

- ・ 被害地域住民参加の地域勉強会や講演会の開催
- ・ 啓発リーフレットの配布

##### ○地域の取り組みを支援する

- ・ 地域懇談会の開催などによる地域を主体とした取り組みへの合意形成
- ・ 地域住民が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり

##### ○耕作放棄地等、鳥獣が好む環境の減少を図る

- ・ 耕作放棄地の解消促進、放置竹林や藪等の伐採促進等の生息環境管理支援
- ・ 市の竹破砕機貸出制度の更なる活用（市で竹破砕機1台所有）

##### ○効果的な電気柵、防護柵の設置

- ・ 広域的な防護柵等設置
- ・ 正しい防護柵設置の指導

##### ○猟友会等との連携

- ・ 鳥獣の出没情報や被害情報の共有
- ・ 被害防止目的の捕獲に対する報償金制度による狩猟者への支援
- ・ 猟友会の後継者育成への支援
- ・ 箱わな及び囲いわな等の貸与

##### ○島田市鳥獣被害防止対策協議会

- ・ 鳥獣被害防止総合対策事業による捕獲団体への捕獲活動費の支援
- ・ 有害鳥獣捕獲活動に必要な通信機器の貸与
- ・ 関係機関による効果的な被害防止対策の情報共有

##### ○近隣市町との連携強化

- ・ 「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」への参加

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会等との連携を密にし、広域的かつ迅速な捕獲ができるように、体制を強化する。
- ・ 捕獲実施は対象区域等を考慮し、土地勘がある志太猟友会島田支所、榛原郡猟友会金谷分会、川根町分会等が中心になって行う。
- ・ 捕獲担い手確保のために、被害農家自身によるわな免許の取得、捕獲等の支援を猟友会と共に推進する。

#### (2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年 ～33年度	イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシ等被害防止目的の捕獲に対する活動経費支援制度による、捕獲者への支援。</li> <li>・ 農業者自らのわな免許取得の必要性の啓発。</li> <li>・ 狩猟免許試験や事前講習会開催について広報活動を推進し、免許取得の促進、捕獲の担い手の育成、確保を支援する。</li> <li>・ ハクビシン等の中型獣類について、被害発生地の状況を勘案しながら、猟友会による被害防止目的の捕獲を推進する。</li> <li>・ 捕獲ICT技術についての情報収集を行い、関係団体等と調査研究する。</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>静岡県第12次鳥獣保護管理事業計画に定められた被害防止目的の捕獲に関する事項を遵守し、適正な捕獲を実施する。</p> <p>カモシカの捕獲については、第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）、静岡県カモシカ管理実施計画及び、島田市カモシカ管理計画に基づき年度ごとに捕獲数と地区を定め、捕獲を実施しているため、本計画には記載しない。</p> <p>捕獲計画数については、近年の捕獲実績と被害状況を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。</p>

イノシシ	<p>捕獲実績（狩猟による捕獲は含まない）は、平成24年度491頭、25年度249頭、26年度430頭、27年度357頭、28年度488頭、29年度458頭と年毎の増減はあるものの捕獲数はほぼ横ばいである。一方で被害の減少には至っておらず、むしろ相談件数や被害報告は増加していることから、個体数の増加も推測される。このことから、平成31年度以降も引き続き捕獲を推進することとし、捕獲数を600頭と設定する。</p>
サル	<p>平成20年度以降、川根地区を中心に20～30頭の群れが目撃され、近年では農作物の深刻な被害が報告されている。また、平成28年度には相賀地区にて、はぐれザルによる人身被害が発生し、市内全域で目撃情報がある。平成27年度1頭、28年度4頭、29年度1頭が捕獲されている。今後、目撃情報や被害状況からも加害個体数の増加が推測される。このことから、平成31年度以降も引き続き捕獲を推進することとし、捕獲数を30頭と設定する。</p>
ニホンジカ	<p>被害防止目的の捕獲の実績は、平成24年度4頭、25年度12頭、26年度14頭、27年度28頭、28年度24頭、29年度15頭が捕獲されている。静岡県による平成29年度ニホンジカ生息密度調査においても、川根地区で生息密度が上昇していると報告されている。近年では、中山間地を中心に市内全域で目撃や被害が報告され、今後もニホンジカの生息数の増加が懸念されることから、捕獲計画数を50頭と設定する。</p>
ハクビシン タヌキ アナグマ	<p>近年、農家や猟友会等から被害や目撃情報が寄せられ、猟友会による被害防止目的の捕獲実績も増加傾向にある。今後、個体数の増加や被害の拡大も考えられるため、猟友会や農業者による捕獲を実施し、捕獲数をハクビシンは30頭、タヌキ・アナグマは20頭に設定する。</p>

【参考】

捕獲鳥獣	有害捕獲実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
イノシシ	357	488	458
サル	1	4	1
ニホンジカ	28	24	15
ハクビシン	3	17	17
タヌキ	2	10	12
アナグマ	5	13	9

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
イノシシ	600	600	600
サル	30	30	30
ニホンジカ	50	50	50
ハクビシン	30	30	30
タヌキ	20	20	20
アナグマ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内一円で銃及びわなによる捕獲を実施する。</li> <li>・ イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン等狩猟鳥獣については、基本的には狩猟期間を除いて被害防止目的の捕獲許可により捕獲を実施する。ただし、鳥獣保護区等の狩猟による捕獲が制限されている区域については、被害状況を確認の上、被害防止目的の捕獲許可により捕獲を実施する。</li> <li>・ 非狩猟鳥獣のサルについては、被害状況を確認の上、必要に応じて年間を通し被害防止目的の捕獲許可により捕獲を実施する。</li> <li>・ ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性およびその取組内容
<p>現時点では行わない。</p> <p>今後、緊急的な状況において実施隊員によるライフル銃を用いた捕獲を検討する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
島田市	カモシカを除き権限委譲済み



#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
イノシシ サル ニホンジカ カモシカ ハクビシン タヌキ アナグマ	有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等 150,000㎡	有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等 150,000㎡	有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等 150,000㎡

##### (2) その他被害防止に関する取り組み

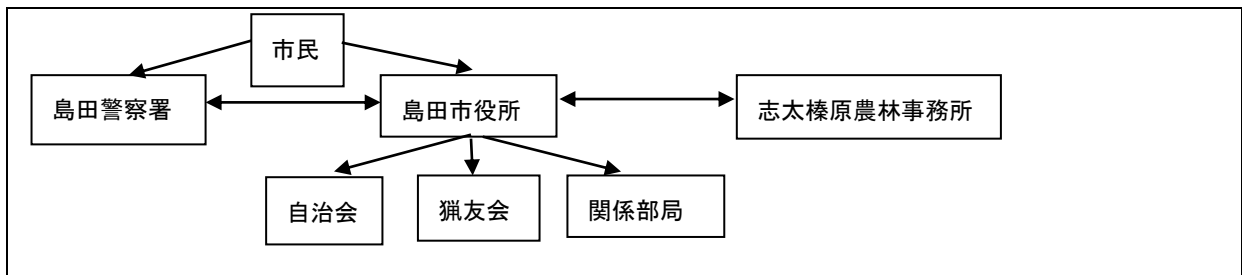
年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年 ～33年度	イノシシ サル ニホンジカ カモシカ ハクビシン タヌキ アナグマ	<p>有害鳥獣等の捕獲に対する活動経費支援制度により、捕獲者を支援する。(狩猟免許の取得費用や有害鳥獣捕獲実務に対する経費に充ててもらうため)</p> <p>また、被害地域において鳥獣被害対策勉強会を実施し、被害軽減に対する地域の意識高揚を図り、地域住民自らが主体となって被害防止活動に取り組む体制づくり、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入防止柵の適切な設置と維持管理</li> <li>・ 耕作放棄地や放置竹林の解消、里山等の周辺整備</li> <li>・ 市の竹破砕機貸出制度の更なる活用（市で竹破砕機1台所有）</li> <li>・ 放任果樹や食物残さの撤去</li> <li>・ 集落住民によるサルの追い払い</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
島田市	市民からの通報に基づき、現場状況の確認 各関係機関への連絡・調整等
島田警察署	市民からの通報に基づき、現場状況の確認、安全に 確保
静岡県志太榛原農林事務所	現場状況を確認し、各関係機関等の連絡、対応協議
猟友会	現場への出動、対象鳥獣の追払いや捕獲等
地元自治会	市民への情報提供、注意喚起、また、必要に応じて 避難誘導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については自家消費、埋設、または焼却処分を原則とするが、学術研究または関係法令等を遵守した上で利活用する場合はこの限りではない。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

今後も、地域資源としての有効活用方法また広域的な獣肉処理加工施設の整備について、周辺市町と協議する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	島田市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
島田市農林課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整
島田市農業委員会	農地パトロール、有害鳥獣被害情報の提供
大井川農業協同組合	対象地域の巡回、技術指導、情報提供
志太猟友会島田支所 金谷猟友会 川根町猟友会	有害鳥獣関連情報提供及び被害防止目的の捕獲の実施
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務
森林組合おおいがわ	有害鳥獣被害調査の情報提供

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣関連の情報提供や被害防止技術の情報提供並びに助言・指導を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成31年度の設置を目標とする。</p> <p>隊員は、志太猟友会島田支所、榛原郡猟友会金谷分会・川根町分会から推薦された会員及び島田市職員。</p> <p>活動内容は、有害鳥獣被害パトロール、被害地区への講習会や説明会の開催、生息状況調査、対象鳥獣の捕獲等の被害防止対策に関すること。</p>
--

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用して、自治会や各種団体などの積極的な参加を促し、地域ぐるみの取り組みを推進する。</p>
---

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・技術の習得や情報、情勢を把握するために、「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」など関係機関とともに先進事例視察や情報交換会、研修会等を開催する。
- ・具体的な対策の実施にあたっては、鳥獣被害対策総合アドバイザーや猟友会など専門的立場からの指導、助言を受け、適切な被害防止策を講じる。
- ・捕獲従事者に対して、無線の適正使用に関する注意喚起を行う。